

瓦の緊結方法に関する基準の強化(昭和46年建設省告示第109号)

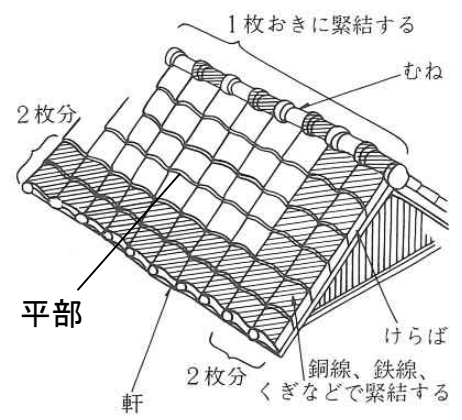
【スケジュール】 公布: 令和2年12月7日 施行: 令和4年1月1日

改正の概要

建築物の瓦屋根に係る現行の仕様基準(S31年に政令に規定、S46年に告示に移行)を改正し、業界団体※1作成の「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」の仕様を義務化する。

<主な改正事項>

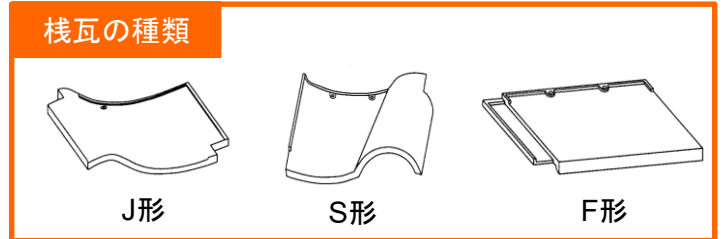
(緊結箇所)	軒、けらば(端部から2枚までの瓦) むね(1枚おきの瓦)	⇒	軒、けらば、むね、平部の全ての瓦
(緊結方法)	銅線、鉄線、くぎ等で緊結	⇒	瓦の種類、部位、基準風速に応じた緊結方法を規定



改正告示概要

瓦屋根は、以下の緊結方法又はこれと同等以上に耐力を有する方法でふくこと。ただし、平成12年建設省告示第1458号に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合はこの限りでない。

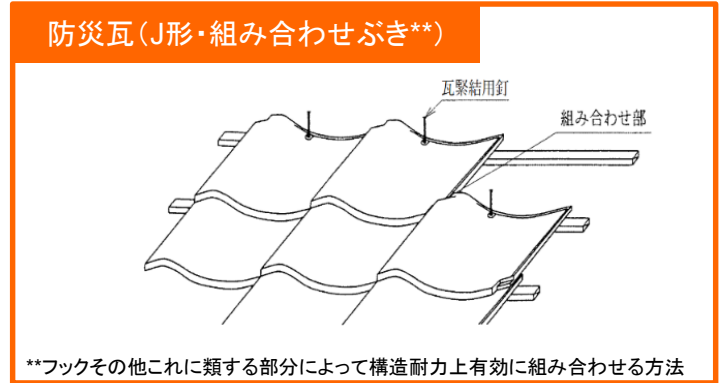
緊結箇所	全ての瓦	
緊結方法(※2)	軒、けらば	3本のくぎ等(くぎ*又はねじ)で緊結
	むね	ねじで緊結
	平部	くぎ等で緊結(詳細は下表参照)
耐久性	屋根ふき材・緊結金物にさび止め・防腐措置をすること	



<平部の瓦の緊結方法>

*容易に抜け出ないように加工したものに限る。

基準風速V ₀ ※3	30m/s	32~36m/s	38~46m/s
瓦の種類			
F形		くぎ等2本で緊結	使用不可
J形、S形			使用不可
防災瓦(J形、S形、F形)		くぎ等1本で緊結	



※1 (社)全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会

※2 緊結強度は銅線、鉄線<くぎくねじ

※3 平成12年建設省告示第1454号に規定